

松阪市立山室山小学校いじめ防止基本方針

令和2年7月1日策定
令和7年8月4日改訂

1、いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

<いじめの定義>

「いじめ」とは児童（生徒）に対して当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ防止対策推進法」より

<基本理念>

いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重要な危険を生じさせるおそれがあり、いじめは犯罪です。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行うこととします。

2、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等の取組を実効的に実施するために、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置します。

（1）いじめ問題対策委員会の構成員

学校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導部長、学習部長、保健体育部長
各学年代表、養護教諭、特別支援コーディネーター、人権教育担当

（2）いじめ問題対策委員会の活動内容

- ①いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関すること
- ②いじめの未然防止に関すること
- ③いじめの早期発見に関すること

3、いじめ防止等の対策のための具体的な取組

（1）いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

①互いを認め合える人間関係をつくります。

- 児童会が中心となって、「山室山小学校がもっといい学校になるように！」をテーマにして児童自らが考え、自主的によりよい学校づくりに向けた活動を進めます。
- 各委員会の活動を通して、山室山小学校の課題や改善点について児童自らが考え、全校児童が安心して楽しい学校生活を送れるように活動を進めます。
- 全校集会を通して、児童自らが、人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりながらつながることができるよう活動を進めます。
- 運動会や文化祭等の行事において各学級、各学年のつながりを深めていくとともに、全学年を通してのつながりづくりを進めます。
- 「なかよし班」（なかよし班掃除、なかよし班遊び等）での活動を通して、全学年を通してのつながりづくりを進めます。
- 「生活のきまり～山室山っ子の生活～」を通して、みんなでルールや約束を守っていくことの大切さを確認し、規範意識の高い集団づくりを進めます。
- 研修目標『自分の考えをもち、すすんで伝え合う子をめざして』に沿って、つながりあう授業をめざし、積極的に研修を進めます。
- 各教科においてグループやペアでの活動を取り入れ、互いの良さを認め合い、高め合う集団づくりを行います。
- すべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づけ、子どもの様子を観察し、よりよい授業づくりに向けた取組を進めます。
- 「学習のきまり」をつくり、規律正しく、落ち着いて学習できる環境づくりを進めます。
- 情報モラル教育を推進し、携帯電話やスマートフォン、インターネットの正しい利用法や危険性についての理解を深めます。
- 道徳の時間をはじめすべての教科・領域で、人権尊重の精神や思いやりの心を育みます。
- 「おかしいことは、おかしい」と言える人権感覚・人権意識を育むため、人権教育の推進を進めます。
- 学級満足度調査（Q - U）結果を考察し、その対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点など）を考え職員研修で共通理解を図るとともに、よりよい学級経営に努めます。
- スクールカウンセラーやハートケア相談員等と関わる時間を設定して、教育相談の充実に努めます。

②自己肯定感や自己有用感を育成します。

- 道徳の授業を通して児童の自己肯定感（自分はかけがえのない存在であると思う気持ち）や自己有用感（自分は人の役に立っていると思う気持ち）を育成します。
- 一人ひとりのよさを心から認め合える学級づくりをめざします。
- 「なかよし班活動」「委員会活動」等を通して人と関わる喜びや大切さに気づき、人の役に立っている、人から認められているという自己有用感を獲得させます。

○わかる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。

○各教科を通して、児童一人ひとりが「いのちの大切さ」について考える授業を行います。

③家庭や地域と連携をして取り組みます。

○学校だよりや学年だより、学級だよりで人権教育等の取組を紹介し、家庭と連携して、児童の健全育成に努めます。

○学校ホームページを通して、学校行事の様子や、学年での活動様子を発信していきます。

○PTA講演会を開催して、教職員と保護者が、子どもたちの人権を守るために学校としてできること、家庭としてできることについて考えます。

○地域ボランティアのお助け隊の方と連携して、児童の様子や気になることを適宜、情報交換を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。子どもに関わる全学校関係者が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

①いじめを相談しやすい体制を整えます。

○教師と子ども、子どもと子どもの信頼関係を深め、悩みごとを一人で抱え込まず、誰かに相談することができるようにします。

○気軽に相談できる窓口を設け、児童、保護者等からいじめを訴えやすい体制を整えます。

○スクールカウンセラーやハートケア相談員、教職員による教育相談日を設定して、積極的に相談活動を行います。

○相談室などを設け、子どもたちが利用しやすい環境づくりをします。

②いじめの早期発見に取り組みます。

○「いじめアンケート」や児童の日記、作文、日頃の声かけ等より子どもの交友関係や悩み事を把握するように努めます。

○授業の様子、クラブや委員会での様子、なかよし班掃除での様子、保健室での様子等、より多くの教職員が、児童を見守り、情報を共有します。

○研修会等で「子どもの様子」をていねいに交流し、全職員で共通理解を進めます。

○学級満足度調査(Q-U)の児童の回答状況を把握し、いじめの深刻化を予防します。

○子どもの小さなサインも見逃さず、学年間やいじめ問題対策委員会等において気づいたことを情報共有して、より多くの教職員が児童を見守ります。

③家庭や地域と連携をして取り組みます。

- 日頃から、子どもを中心にした保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努めます。
- 連絡帳や家庭訪問などで保護者との連携を密にして、家庭での子どもの様子と学校での様子を相互に情報交換を図ります。
- 子どもや保護者からいじめの相談があった時は、速やかに対応します。

(3) いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを知らせてきた子どもや被害児童を守り通します。また、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

①いじめの解決に向け、取り組みます。

- いじめの被害児童やいじめの加害児童から事実関係を聴取し、いじめが確認された場合、いじめ問題対策委員会で情報共有します。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめの加害児童に対しては、毅然とした態度で指導します。
- いじめを発見したときは、学級担任だけの対応でなく全教職員が対応を協議して、共通理解を図り、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたります。
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。
- いじめの再発防止のため、いじめの加害児童はもちろん傍観者であった児童に対しても、いじめの被害児童の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行い、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を持たせます。

②いじめの被害児童や保護者等の支援をします。

- いじめの被害児童やいじめを知らせてきた児童を複数の教職員で守り通し、当該児童が安心できる体制を確保します。
- いじめの被害児童のことを最優先に考え、スクールカウンセラーや養護教諭と連携しながら心のケアに全力を尽くします。
- いじめの被害児童の保護者に対しては、学校の取組についての情報を伝えるとともに、保護者の思いにしっかりと寄り添いながら聞き取りを行います。また、家庭での様子や友だち関係について聞き取ったことを、指導に生かします。
- いじめ被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続（少なくとも3ヶ月を目安）しているかどうかを把握するため、いじめ被害児童及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

③関係機関との連携

- 学校内だけでなく、各種団体や専門家とケース会議を持つなど、連携・協力して解決にあたります。
- 必要に応じて、松阪市教育委員会事務局学校支援課、松阪市子ども発達総合支援センター、松阪市子ども支援研究センター、青少年センター、松阪子ども家庭センター、中勢児童相談所などの関係機関と連携していじめ問題の解決を図ります。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し適切な援助を求めます。

4、重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、松阪市教育委員会に速やかに報告します。
- 教育委員会と協議の上、専門家を加えた当該事案に対処する組織を設置します。
- 当該児童のケアを最優先に行います。
- 上記組織により、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- いじめの被害児童及びその保護者に情報を適切に提供します。
- 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。